

自動販売機設置場所貸付に係る仕様書
(群馬県立高崎工業高等学校)

1 貸付場所及び貸付面積

物件 番号	財産名称	所在地	貸付箇所	位置図	貸付面積	台数
1	高崎工業高等 学校建物 の一部	高崎市 江木町700	複合棟1階 自動販売機 コーナー	①	6.79㎡ (3.25m×2.09m)	2
3	高崎工業高等 学校土地 の一部	同上	管理棟北側 渡り廊下	③	5.5㎡ (5.5m×1.0m)	2

※1 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

※2 貸付物件における回収ボックス設置方法および使用済み容器の回収方法の詳細については、落札者間で協議のうえ決定する。

※3 災害時救援自販機機種も可とする。電子マネー対応機種は不可とするが、設置機種の機能上切り離しが出来ない場合はこの限りではない。その際は電子マネーが使用できないような処置を行うものとする。

2 貸付期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで（更新なし）

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という。）の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

①大きさ（目安）

物件1（複合棟1階自動販売機コーナー）

1台あたりおよそW1,300mm×D900mm×H2,000mm以内

物件3（管理棟北側渡り廊下）

1台あたりおよそW1,400mm×D900mm×H2,000mm以内

②デザイン（外観色を含む。）

周辺環境に配慮したデザインとする。（ユニバーサルデザインも含む。）

(2) 環境対策

①省エネ

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

②低GWP冷媒機

地球温暖化係数（GWP）が相当程度小さい、二酸化炭素、炭化水素又はハイド

ロフルオロオレフィン（HF01234yf）等を冷媒として採用した機種とする。ただし、紙パック自動販売機については、この限りでない。

（３）安全対策

①転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

②食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化技術基準」（日本自動販売機システム機械工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

（４）使用済み容器の回収

①回収ボックスの設置

学校と落札者間で協議のうえ設置個数や方法及び使用済み容器の回収方法を決定する。

②回収ボックスの規格

ア 素材

プラスチック製又は金属製とする。

イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。

ウ その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

③使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理する。また、教室等から出るペットボトル等の容器も区別することなく、すべて回収すること。回収ボックスのゴミ袋は設置者の負担とする。

なお、回収ボックスに入らない量の使用済み容器は学校の指定の場所に一時保管している。回収ボックス内の使用済み容器と併せて回収するものとする。その際に物件1と物件3で落札者が異なる場合は月ごとの輪番制とする。

（５）自動販売機の設置及び管理運営

①設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

②設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品

質保証活動を行う。

③設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。

④使用済容器回収用のごみ袋の提供

使用済容器回収用ごみ袋を無償で提供すること。ただし、落札者間で協議のうえ数量を決定する。

(参考) 全22クラス(ゴミ箱各2個、1週間に1回程度交換予定) 90L、半透明

4 販売商品の種類等

(1) 種類 物件1及び物件3共通

酒類、エナジー飲料、びん飲料、紙コップ飲料を除く缶及びペットボトルを販売する機種とする。ミネラルウォーター、お茶系飲料、スポーツ飲料を必ず販売し、その他バランスよく販売するものとする。

※教育機関として生徒の健康に悪影響を与えると判断した商品は、販売を認めない場合がある。

(2) 価格 物件1及び物件3共通 定価の80%以下

(3) 商品の配置及び変更等

商品の配置及び変更(ホット飲料の販売開始及び終了を含む)はその都度学校に協議するものとし、変更作業実施後は学校へ報告を行うこと。

5 貸付料

落札価格とする。

6 電気料等

設置者が自ら設置したメーター(計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限り)により計測した使用量に基づき、群馬県が定めた行政財産使用許可事務取扱要領の規定を準用して計算した額とする。

メーターを設置しない場合は、以下のとおりとする。

(1) 電気使用料

自動販売機の定格消費電力に基づき、群馬県が定めた行政財産使用許可事務取扱要領の規定を準用して計算した額とする。

(2) 水道使用料

飲料の販売実績に基づき、別途定める算定式により計算した額とする。

7 売上手数料

徴収しない。

8 売上実績の報告

必要に応じて、売上数量等の報告を行うものとする。

9 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気及び水道使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。なお、設置にあたっては群馬県の指示に従うものとする。

10 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して学校長の確認を受けなければならない。

11 自動販売機設置に伴う事故

- (1) 学校の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。
- (2) 自動販売機の設置に起因する施設等の破損は、設置業者の負担で現状回復を行うこと。

12 商品等の盗難及び破損

- (1) 学校の責に帰することが明らかな場合を除き、学校はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。